

いわて県民情報交流センター情報システム
更新業務 調達仕様書

令和7年4月18日
岩手県

第1 本書の位置付け

この「いわて県民情報交流センター情報システム更新業務調達仕様書」(以下「仕様書」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が「いわて県民情報交流センター情報システム更新業務」(以下「本業務」という。)を実施する事業者を選定するにあたり、総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「競争参加者」という。)を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして、本業務の遂行について、県が、本業務を行うことと決定された事業者(以下「受託者」という。)に要求する業務内容及びサービス水準を示し、総合評価一般競争入札の実施に具体的な指針を示すものである。

第2 委託業務の概要

1 趣旨

本業務は、受託者の創意工夫及びシステム運営のノウハウを活用し、県民及び職員に対して質の高い情報サービスを安全かつ安定して提供するためのシステム更新に関する業務を委託するものである。

2 調達件名

いわて県民情報交流センター情報システム更新業務

3 業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 既存システム、環境の事前調査及びその結果を踏まえての新システム設計等業務
- (2) システム基盤整備業務
- (3) サービス提供システム整備業務
 - ア 県民利用支援(広報型、応対型の各種サービス機能)
 - イ 管理運営支援(情報共有機能)
- (4) 新システムへの現行データの移行業務
- (5) 業務マニュアル作成等業務

4 提供される業務のサービス水準

上記3の業務については、別表のいわて県民情報交流センター情報システム更新業務要求水準書によるものとする。

第3 現行システムの概要図及び新システム対象範囲

1 現行システム概要

現行システム及びその関連システムを、図1に示す。

2 新システム対象範囲

新システムの概要図を、図2に示す。

3 ハードウェア・ソフトウェア構成

現行システムの機器構成及び新システムの整備内容を、表1に示す。
なお、新システムの機器性能については、別紙1に示す。

第4 業務スケジュール

契約	令和7年6月
システム設計	契約締結後から令和7年11月まで
システム構築	令和7年10月から12月まで
テスト	令和7年10月から令和8年2月まで
移行	令和8年1月
既存機器の撤去	令和8年1月から3月まで
委託業務の終了	令和7年度末
運用開始	令和8年4月

第5 準拠

本業務は、受託者が作成し県が承認した「業務計画書」等に準拠し、県の指示を受けながら、業務を遂行しなければならない。

第6 納入成果物

- 1 プロジェクト計画書（電子媒体）一式

- 2 納入文書（電子媒体）一式
 - (1) 基本設計書
 - (2) 詳細設計書

- 3 システム機器等（ハードウェア、ソフトウェア及び付帯設備等）一式
 - (1) 本システム稼働に必要なソフトウェア
 - (2) 本システム稼働に必要な設置・調整済みのハードウェア（(1)を実装済みのもの）
 - (3) 本システム稼働に必要な(1)及び(2)に付帯する設備

- 4 業務実績等報告書（電子媒体）一式
 - (1) 試験成績報告書
 - (2) 無線LANについては、ヒートマップを提出すること。

- 5 業務マニュアル等（電子媒体）一式
 - (1) 管理者向け運用マニュアル
 - (2) 利用者向け操作マニュアル

6 納入期限

- (1) 原則令和7年度末と定める。なお、納品物の作成が困難な場合、代替案を提示すること。
- (2) 成果物として、本事業にて定義している用語については別途用語定義集を提出すること。
ただし、公知な ICT 一般用語については除外することとする。

7 納入場所

県が指定する場所とする。

第7 本調達で対象とするシステムに係る根拠法令等

- 1 民法（明治29年法律第89号）
- 2 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 3 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 5 個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日条例第49号）
- 6 いわて県民情報交流センター条例（平成17年7月11日条例第53号）
- 8 岩手県ホームページウェブアクセシビリティ方針

第8 契約条件等

1 委託業務履行場所

いわて県民情報交流センターその他知事が指定する場所及び受託者の申請により知事が認めた場所

2 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 使用言語及び通貨

本業務の契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

4 再委託等の禁止

- (1) 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）は原則としてできないものとする。
ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。
- (3) 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、県が本調達に適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

- (4) 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

5 知的財産権の帰属等

- (1) 本調達に係る作業過程において作成した成果物は、県から受託者に本調達に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。但し、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果物を利用できることとする。
- (2) パッケージ等を利用する場合、受託者が従前から有しているパッケージ等に関する著作権については、受託者に帰属するものとする。この場合において、県は、当該パッケージにカスタマイズを施した部分については開示、利用及び改変を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、本調達の成果物に係る著作権者人格権を行使または主張しないものとする。
- (4) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関しての費用負担を含み一切の手続きを行うこと。
- (5) システムに登録したデータ（初期設定により登録したデータを含む。）に係る権利は、県に帰属するものとする。

6 機密保持

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のアないしオのいずれかに該当する情報は、除くものとする。
- ア 県から取得した時点で、既に公知であるもの
- イ 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ウ 法令等に基づき開示されるもの
- エ 県から秘密でないと指定されたもの
- オ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る県に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、県から貸与されたものについては、検収後1週間以内に県に返却するものとする。

7 受託者の要件

(1) 個人情報の保護

プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ I SMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO/IEC27001 又は JISQ27001 に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

(3) 品質の確保

ISO9001 の認証を取得、又は、同等の品質管理体制を確立していること。

8 法令等の遵守

(1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法規を遵守すること。

(2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日条例第 49 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。